

# 雇用ワーキング・グループ関連

## 提案事項名

該当頁

1 - 労働基準法の労働契約提示情報に、労働内容の明記の義務づけを

..... 1

## 規制改革ホットライン検討要請項目

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項名 (タイトル)	提案の具体的内容及び提案理由等	提案主体 名(会社 名・団体 名)	制度の 官 庁
1	9月6日	10月9日	労働基準法の労働契約提示情報に、労働内容の明記の義務づけを	<p>日本の場合のブラック企業の発生や日本人の生産性の低下は、産業が外部管理できる肉体労働ではなくなっているにもかかわらず、対時間あたりの生産性管理ができるかのように錯覚している労働基準法に原因があり、雇用条件を整理しているはずの労基法が時代変化に追いついていないところに生じている現象と考えます。もちろん、日本人の働きの型は試行錯誤型、能力持ち寄り型ですから、欧米のようにフロー型、分業型とは違います。私は現在の米国型文書の形では、日本人の人的特性を活かしきれないと考えたところから、日本人にあった文書の形の研究をしておりますが、それはともかく、組織には担わせる業務があるから、組織は雇用をするわけですから、書ける内容はあるはずで、すから、「上手く書けない」から、「労働条件として提示しなくてよい」のではなく、どんな形であれ提示させることを、労働基準法の中の労基法第二章労働契約 第15条に謳うことを検討すべきです。</p> <p>それにより、雇用のジョブ化も一段と推進することと思います。そして、もし謳ったところで「上手く書けない」のが施行の壁になるのなら、書き方の研究を国がすべきと思います。</p>	(株)アル ティスタ人 材開発研 究所	厚生 労働省